

令和8年度(2026年度)「けんちくの魅力」発信事業業務委託
募集要項

1 目的

将来の人口減少、高齢化等の社会構造の変化の中で建設産業の担い手不足が生じており、建築業界の人材確保及び育成のため、児童や生徒に「けんちくの魅力」を伝え、広く県民に建築をPRする印刷物及びデジタルデータを制作する。

- ・児童・生徒の建築への興味や関心を育てる。
- ・熊本県の建築文化、歴史、技術、復興の歩み等をわかりやすく伝える。
- ・県民に建築の魅力を広くPRし、建築文化の継承と発展につなげる。
- ・本県独自の建築文化事業「くまもとアートポリス」の理念を次世代に伝える。

2 委託する業務

別紙、「令和8年度(2026年度)「けんちくの魅力」発信事業業務委託仕様書(以下、仕様書)」のとおり。

3 契約期間

契約締結日から令和8年(2026年)10月8日(木)まで

4 委託料の上限

2,368千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

提示額は、提案に当たっての目安(上限)となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

5 参加資格要件

次に掲げる条件の全てを満たす法人とする。

- (1) 熊本県が定める「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱」(平成18年熊本県告示第521号)による審査のうえ、物品調達・業務委託契約等入札参加資格者名簿の「業務委託—広報・広告業務—企画・制作」に関する入札参加資格を有すると決定されたものであること。
- (2) 熊本県内に事業所・営業所等を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立をされた者。
 - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。

- (3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

6 選考方法

企画提案による企画コンペ方式とする。応募書類による書面審査を行い、最も優れた提案を行った者を契約相手先候補者として選定する。

7 質疑と回答

本企画コンペに参加を希望する者からの質問は、次のとおり受け付ける。

なお、質問は提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

(1) 提出書類

質問票（様式2）

(2) 提出方法

質問票を、本文書末尾に記載の電子メールアドレス宛てに電子メールにて提出すること。

なお、電話または口頭のみでの質問は受け付けない。

(3) 提出期限

令和8年（2026年）5月15日（金）17時必着

(4) 質問への回答

質問に対する回答は、参加申込書を提出した事業者全員に5月22日（金）までに電子メールで回答する。なお、当該期日以降に参加申込書を提出した事業者については、随時回答する。

8 参加申込み

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 会社概要（会社概要の分かるパンフレット等）

(2) 提出部数 1部

(3) 提出先 熊本県土木部建築住宅局 建築課アートポリス・UD班

(4) 提出期限 令和8年（2026年）5月21日（木）17時必着

※持参又は郵送とし、郵送の場合には期限までに必着すること。

9 企画提案書の提出

企画コンペの参加希望者は、企画提案書とその他の必要書類（以下、「企画提案書等」という。）を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書表紙（様式3）

イ 企画書（任意様式）※原則、A4サイズとする。

- ウ 参考見積書・経費内訳書（任意様式）
- エ 納税証明書（消費税及び地方消費税並びに都道府県税に係るもの）
- オ 事業者の取組に関する申出書（様式5）及び添付資料 ※該当がある場合のみ

（2）企画提案内容

仕様書及び「6 選定方法」を踏まえた上で、企画書を作成すること。

ア 実施内容

デザイン画など具体的に「建築ガイド」のイメージが出来るものを提出すること。

なお、各制作物について、複数のデザイン案を提案することも可能とする。（最大3案）

イ 全体スケジュール

打合せ、企画、校正、納品等のスケジュールを示すこと。

ウ 実施体制

責任者、分野別のスタッフ、県との窓口役などの体制（人数等）を示すこと。

なお、建築デザインの実務経験者や外部デザイナー等との連携がある場合は、具体的に記載すること。

エ 類似業務の実績

概ね直近3年間の類似業務（こども向け制作物の委託業務など）の受託実績のうち、代表的なものを示すこと。

（3）提出先

本文書末尾記載の提出先

（4）提出部数

「（1）提出書類」のア～ウは、正本1部とその写し6部（計7部）を提出すること。

※クリップ留めすること（ファイリングは不要）。

「（1）提出書類」のエ～オは、正本1部を提出すること。

（5）提出期限

令和8年（2026年）6月5日（金）17時必着

※持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

10 審査の実施

（1）審査項目と選定方法

企画提案書等について、以下の審査項目に基づき書面審査を行い、最も評価が高かった者を契約相手先候補者として選定する。

なお、当該者が2者以上の場合は、「（2）審査基準」における各項目の各順位の平均値が最も低かった者を契約相手先候補者とする。

ただし、平均点（合計評点を審査員数で除した点数）が50点を下回る場合には、当該参加者を契約相手先候補者としない。

企画提案参加者が1者の場合は、全ての審査員が合計評点を50点以上と評価した場合に、当該参加者を契約相手先候補者とする。

（2）審査基準

項目	視点	配点
(1) 業務目的及び内容の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は、仕様書の目的を理解したものとなっているか。 ・業務目的及び内容に関する理解・知識が十分にあるか。 	20
(2) 企画力・熊本らしさ	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に独自のアイデアや創意工夫があるか。 ・県内建築やアートポリスの魅力が反映されているか。 	30
(3) デザイン性・PR効果	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや若者に親しみやすく視覚的に優れているか。 ・デザイン性が高く、読者の感性に訴えかけるものとなっているか（県民に広く発信できるか）。 	30
(4) 実施体制・計画・実績・見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施することができる業務実施体制（建築デザインの実務経験者や外部デザイナー等との連携体制含む）であるか。 ・スケジュールは無理がなく、円滑に業務が実施できるものになっているか。 ・業務実績（こども向け制作物の委託業務など）が充分であり、高い業務遂行能力及び確実な業務実施が見込まれるか。 ・提示された見積額は、提案内容に対して適切なものであり、経費内訳が適正か。 	15
(5) 事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県ブライツ企業の認定を受けているか。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）はあるか。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。 ※再エネ 100 宣言 RE Action の参加については、評価基準日の前月までを対象とする。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県 SDGs 登録制度の登録事業者であるか。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。 	1
合計		100

なお、「(5) 事業者の取組」に係る評価の基準日は、公告日（令和 8 年 5 月 1 日）とする。

(3) 審査結果

審査の結果は、採用、不採用にかかわらず、後日書面で通知する。

11 スケジュール

募集開始	令和 8 年 5 月 1 日（金）
質問票提出期限	5 月 1 5 日（金） 1 7 時必着
参加申込書提出期限	5 月 2 1 日（木） 1 7 時必着
企画提案書提出期限	6 月 5 日（金） 1 7 時必着
審査会開催	6 月 1 0 日（水）予定
審査結果通知	6 月 1 2 日（金）予定

見積徴収のうえ契約締結	6月中旬 ～ 6月下旬
業務実施	6月下旬 ～ 10月 8日（木）
業務完了	10月 8日（木）

12 契約

- (1) 契約相手先候補者と企画提案書に基づき協議を行い、協議が整った場合に、委託上限額の範囲内で契約を締結する。なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。
- (2) 契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。
ただし、同規則第78条に該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

13 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類に関する事項
 - ① 参加申込書等及び企画提案書等の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。
 - ② 提出された参加申込書及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却しないものとする。
 - ③ 提出された参加申込書及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。
 - ④ 参加申込書及び企画提案書等に、虚偽の記載をしたことが判明した場合、熊本県は、当該参加申込書及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
 - ⑤ 参加申込手続きを行った後、都合により企画提案への参加を辞退することになった場合は、辞退届（様式4）を提出すること。
- (3) 参加者が1者のみであった場合でも、本企画コンペでの選定は実施する。
- (4) 契約相手先候補者の決定後、契約締結までの間に、当該候補者が「5 参加資格」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

14 提出先・お問合せ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
 熊本県土木部建築住宅局建築課アートポリス・UD班 担当：内田
 電話：096-333-2537
 FAX：096-384-9820
 Mail：kap@pref.kumamoto.lg.jp